

戸籍に関する証明書の交付請求の際のご注意

- 偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条）
- 請求者は、プライバシー保護のため一定の制限があります。

[請求できる方]

- 1 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（抄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）、改製原戸籍謄本（抄本）が請求できる方は、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属（父母・祖父母）、直系卑属（子・孫）です。
上記以外の方が請求する場合は「請求事由」や「それを明らかにする資料」が必要となります。
- 2 受理証明書を請求できる方は、届出人のみです。
- 3 身分証明書を請求できる方は、本人のみです。ただし、未成年者の場合、親権者は請求することができます。

※ 代理人の方が窓口に来る場合は、原則として請求できる方が書いた「委任状」の提出が必要となります。